

業 務 概 要

令和 7 年度版（令和 6 年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

I センターの概要 1

- 1. 目的
- 2. 沿革
- 3. 所在地
- 4. 組織・職員配置及び所管業務

II 令和 6 年度事業実績

◇身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績 3

- (1)来所・定期相談
 - (2)補装具・更生医療の判定
 - (3)補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ
2. 身体障害者手帳の交付状況 5
- (1)身体障害者手帳交付件数の年度別推移
 - (2)令和 6 年度の身体障害者手帳処理状況
 - (3)令和 6 年度の市町村別発行件数
 - (4)令和 6 年度末の所持者数
 - (5)法第 15 条の規定による医師の指定について
 - (6)手帳申請から発行までの流れ
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会 7

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定 8

- (1)相談
 - (2)判定
2. 判定書交付
3. 会議、研修会
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ

◇精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助	1 1
(1)事業実績	
(2)講師の派遣	
2. 普及啓発	1 1
(1)講演会	
(2)DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談.....	1 2
(1)来所相談	
(2)電話相談	
4. 依存症対策関連事業	1 5
(1)アルコール依存症	
(2)ギャンブル等依存症	
5. 自死対策推進センター事業	1 7
6. 自死遺族支援	1 8
7. 精神医療審査会	2 0
(1)精神医療審査会の審査事項	
(2)事務処理の流れ	
(3)精神医療審査会の審査状況	
8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	2 4
(1)精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2)令和6年度月別承認状況	
(3)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	

◇島根県ひきこもり支援センター編

1. 電話相談・来所訪問相談	2 6
2. 小集団グループ活動	
3. ひきこもり家族教室	
4. 家族会支援	
5. 市町村等への技術支援・研修の実施	
6. 支援会議等	
7. 広報啓発	

III 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	2 9
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	3 0
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	3 1
(1)身体障害者手帳	
①市町村別：等級別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1 市町村別：障がい別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2 市町村別：障がい別：男女別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2)自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3)療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去 5 年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	4 2
(1)補装具判定業務委託医療機関	
(2)令和 6 年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3)令和 6 年度市町村別判定状況	

I センターの概要

I センターの概要

1. 目的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことの目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿革

(身体障害者更生相談所)

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

(知的障害者更生相談所)

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更
＊平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
(平成10年 法律第110号)に基づき名称変更

(精神保健センター)

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

(心と体の相談センター)

- 平成17年4月1日 上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置
(松江市東津田町 いきいきプラザ島根内)

3. 所在地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

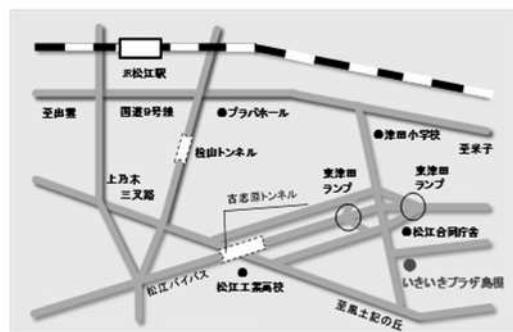
代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

FAX：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」

で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(令和7年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所長 技術（医師） 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・服務
危機管理
地域支援課長事務取扱
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 4、技術 1、会計年度任用職員 5

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、会計年度任用職員 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
ひきこもり支援センター業務（個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等）
自死対策推進センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職 員)	所 長（精神科医）	1
22名	副 所 長（事務職）	1
	保 健 師	1
	看 護 師	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事 務 職	5
	会計年度任用職員	8
(嘱 託 医)	発達障害等相談等	1 (精神科医)
17名	精神医療審査会支援等	1 (精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	5 (内 1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	5 (児相と兼務)
(兼務職員)	※療育手帳の判定業務（18才以上新規）	
15名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	5
	益田児童相談所判定保護課	3

II 令和 6 年度事業実績 「身体障害者更生相談所編」

II 令和6年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（令和6年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	90	35	0	125

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする18医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具		更生医療		
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	494	195	0	410	0

補装具委託病院

III 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり

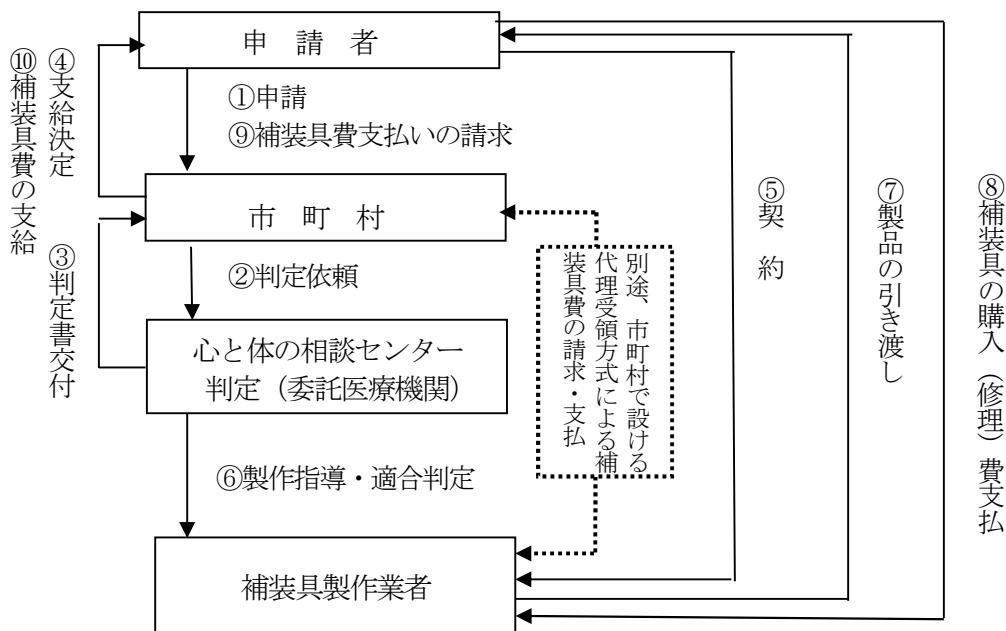
障害別の判定状況

III 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり

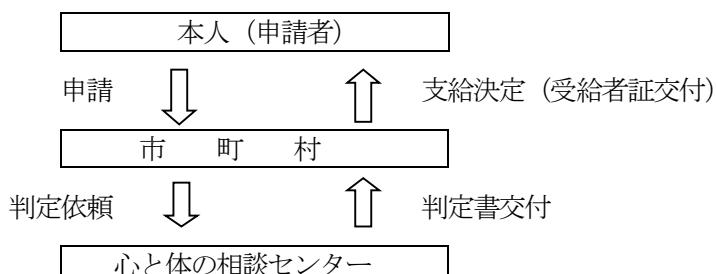
(3)補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



*書類判定（嘱託医により実施）

○書類判定の内容

◇補装具

区分	判定回数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区分	判定回数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1)身体障害者手帳交付件数の年度別推移

年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総件数	2,141	2,030	1,964	1,964	1,963
月平均	178	169	164	164	164

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。

身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。

(2)令和6年度の身体障害者手帳処理状況

令和6年度は、新規手帳の交付数が1,192件、死亡等による返還数が1,701件、県内等転入が51件、県外等転出が72件あった。

なお、令和6年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に10件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がいが1つのものの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4月	4/15	56	14	6	20	96
	4/30	42	9	4	5	60
5月	5/15	46	16	5	14	81
	5/30	60	17	8	16	101
6月	6/13	43	8	8	12	71
	6/30	55	14	1	10	80
7月	7/15	63	15	8	19	105
	7/31	71	21	3	19	114
8月	8/15	50	11	6	10	77
	8/29	46	19	6	15	86
9月	9/12	46	15	9	14	84
	9/30	46	13	3	17	79
10月	10/15	47	18	8	12	85
	10/31	79	18	10	23	130
11月	11/14	35	18	4	17	74
	11/28	49	19	7	10	85
12月	12/15	45	12	5	11	73
	12/26	51	15	3	10	79
1月	1/15	36	7	4	7	54
	1/30	56	11	3	4	74
2月	2/13	36	13	3	11	63
	2/27	34	10	6	10	60
3月	3/13	57	6	2	11	76
	3/31	43	15	9	9	76
合 計		1,192	334	131	306	1,963

(3)令和6年度の市町村別発行件数

令和6年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7市合計の手帳発行数は全体の約84%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が5%、聴覚障害が14%、肢体不自由が22%、内部障害が59%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	221	147	39	19	16	11	32	50	128
出雲市	594	349	110	40	95	37	66	151	340
益田市	220	144	30	14	32	5	42	57	116
大田市	165	110	25	8	22	13	22	43	87
安来市	161	107	23	9	22	11	35	28	87
江津市	106	61	20	7	18	4	18	16	68
雲南市	185	101	40	7	37	5	29	33	118
奥出雲町	56	27	14	3	12	6	5	11	34
飯南町	25	11	2	5	7	1	2	5	17
川本町	15	7	4	1	3	1	2	3	9
美郷町	24	15	3	3	3	1	1	6	16
邑南町	36	23	6	4	3	1	4	9	22
津和野町	36	16	3	2	15	0	2	7	27
吉賀町	29	18	5	2	4	0	4	7	18
海士町	12	4	2	1	5	1	0	2	9
西ノ島町	21	15	1	0	5	1	3	1	16
知夫村	2	2	0	0	0	1	0	0	1
隠岐の島町	55	35	7	6	7	5	4	12	34
合 計	1,963	1,192	334	131	306	104	271	441	1,147

(4)令和6年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり。

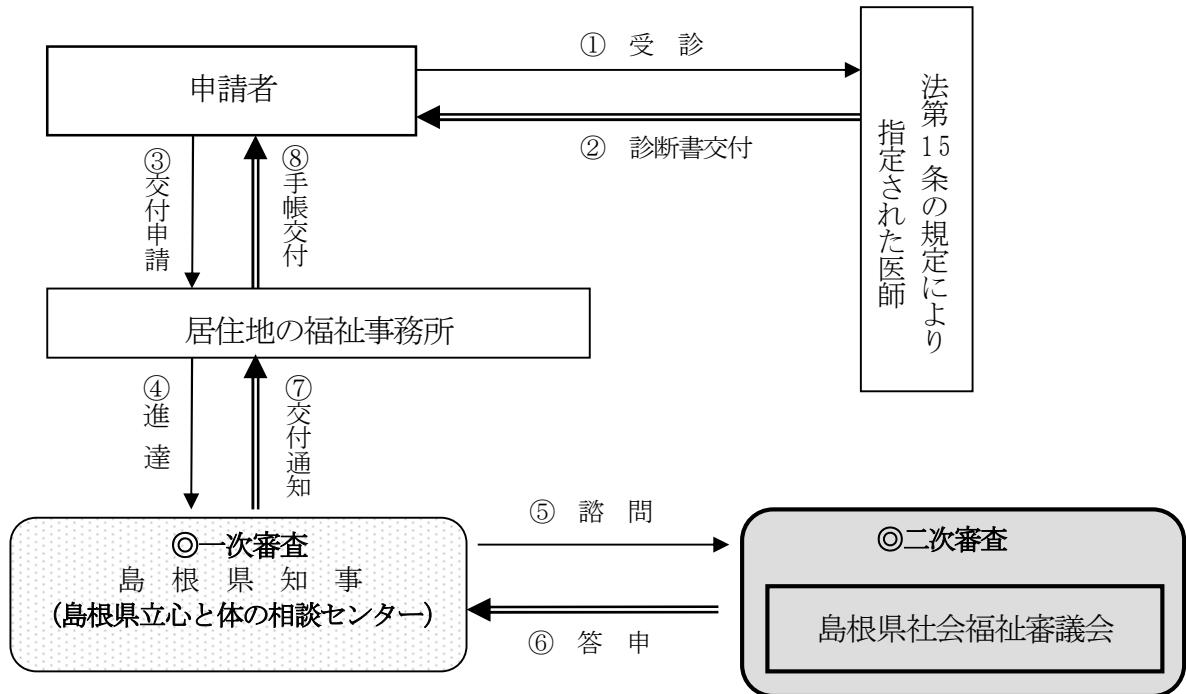
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H22年度～R6年度）

(5)法第15条の規定による医師の指定について

令和6年度においては、法第15条の規定による新規指定が30名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、767名となった。

(6)手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査を
いう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について
委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に
諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠く
と認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

例年、市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、
事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として、東部と西部に会
場を分けて研修会を開催していたが、令和5年度に引き続き、資料配付とした。

「知的障害者更生相談所編」

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相 談

① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。令和6年度の受付は556件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が441件、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が115件であった。療育手帳に関するものが全体の約8割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、令和6年度は202件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判 定

① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

令和6年度は760件の判定を行い、そのうち医学的判定が6件、心理学的判定が706件で、その他の判定が48件あった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が586件と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が115件である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっている。

令和6年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件 数	備 考
障害支援区分に関する判定	0 件	
療育手帳に関する判定	586 件	
その他	115 件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	701 件	

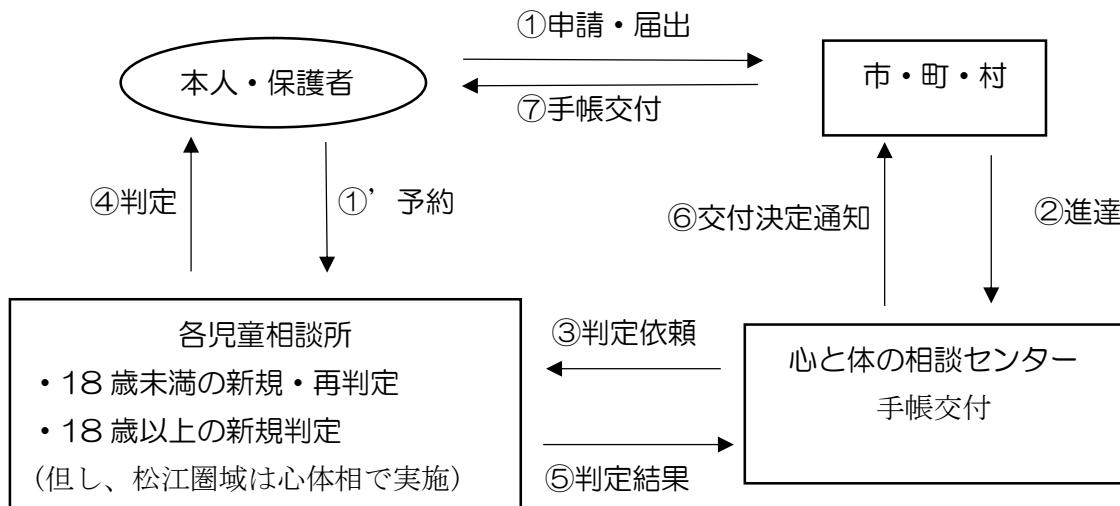
平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。

別表 令和6年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

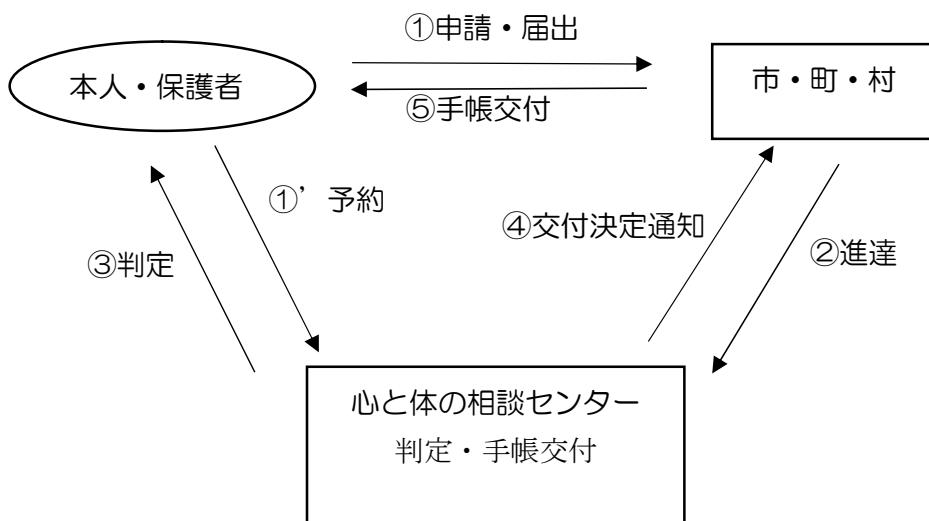
取扱実人数	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害支援区分	療育手帳	その他計	計
来所	535	0	0	0	0	0	441	115	556	6	522	0	30	558	0	407	111	518
巡回	194	0	0	0	0	0	179	23	202	0	184	0	18	202	0	179	4	183
計	729	0	0	0	0	0	620	138	758	6	706	0	48	760	0	586	115	701

3. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ

【18歳未満・18歳以上の新規(松江市・安来市以外に居住の方)】



【18歳以上の転入・再判定・新規(松江市・安来市居住の方)】



※①と①'はどちらが先でもよい

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死闇連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所											0
市町村						2					2
医療施設										1	1
障害者支援施設											0
社会福祉施設											0
その他	3	1	2	2		4	1			1	14
計	3	1	2	2	0	6	1	0	0	2	17

(2) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
令和6年 7月 5日	薬物依存離脱指導(松江刑務所)
11月 26日	ひきこもり支援研修会

(3) 保健所への技術指導及び技術援助

各保健所における支援技術の均てん化と事例対応力や実践力の向上を目的として、以下の取組を実施した。

① 情報を共有する仕組みづくり

各保健所における支援技術の均てん化を目的として、本県の情報ネットワークシステムを活用し、専門的知識や支援技術に関する情報を集約し、各保健所と当センターで共有する仕組みづくりを行った。

② 実地研修

日 時 令和6年8月7日（水）～8日（木）

会 場 当センター

参 加 者 5名

内 容 アセスメント技術、依存症支援、自死遺族支援、ひきこもり支援に関する講義、演習等

③ 事例検討会

日 時 令和7年3月5日（水）

方 法 オンライン

参 加 者 6名

内 容 リフレクティング・プロセスを取り入れた事例検討会

2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

【事業内容】

(1) 講演会

アルコール関連問題セミナー

日 時 令和6年12月6日（金）10：25～12：05

会 場 島根大学
 参加者 島根大学の学生等（22名）
 内 容 i) 講義「酒と健康」
 講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏
 ii) 体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 島根県断酒新生会 会員

（2）啓発チラシの配布

20歳未満の者の飲酒防止啓発チラシを作成し、県内の小・中学校や高校の児童・生徒約6万7千人に配布した。

（2）DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一般	計
依存症				1		1
心の健康				2		2
自死対策						
精神保健一般						
ひきこもり						
計				3		3

(当センターホームページに貸出DVD一覧掲載)

3. 精神保健福祉相談

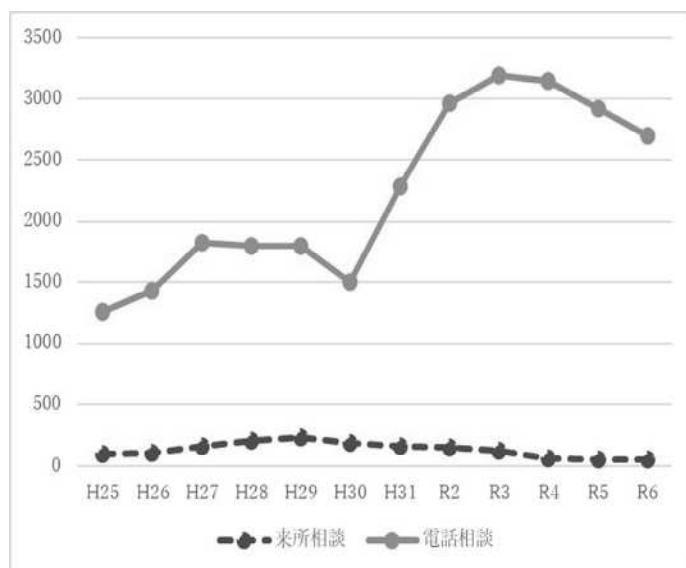
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H25	96 (延 152)	1255
H26	103 (延 217)	1431
H27	165 (延 458)	1826
H28	207 (延 763)	1801
H29	231 (延 733)	1797
H30	184 (延 612)	1500
H31	163 (延 648)	2288
R2	151 (延 564)	2964
R3	124 (延 373)	3189
R4	61 (延 233)	3144
R5	49 (延 167)	2926
R6	50 (延 175)	2702



(1) 来所相談

① 相談対象者内訳

	相談			診療(再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	38	12	50	0	0
延べ人数	139	36	175	0	0

② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
50	0	0	0	0	0	50

③ 相談内容

相談内容		件数	延べ人数
老人精神保健		1	2
社会復帰		0	0
アルコール関連問題		0	0
薬物関連問題		0	0
ギャンブル関連問題		18	23
ゲーム		0	0
思春期精神保健	不登校	0	0
	不登校以外の学校に関する問題	0	0
	精神症状・身体症状	0	0
	その他	0	0
心の健康	精神症状・身体症状	26	133
	仕事や職場の悩み	0	0
	家族関係や家庭に関する悩み	3	3
	家族・職場以外の人間関係の悩み	0	0
	嗜癖	0	0
	その他	2	14
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態		0	0
摂食障害		0	0
てんかん		0	0
その他		0	0
合計		50	175

④ 処遇

処遇	実人員
新規来所終結	10
医療機関紹介	4
保健所紹介	1
相談機関紹介	1
その他の機関紹介	0
センターで援助	31
他機関と並行で援助	3
合計	50

(2) 電話相談

①相談者別件数

内訳	男性	女性	合計
本人	901	1645	2546
親	13	57	70
配偶者	4	17	21
子	5	9	14
同胞	10	6	16
その他の親族	2	6	8
友人・同僚等	2	4	6
その他	9	12	21
合計	946	1756	2702

②相談内容別件数

相談内容	件数	割合	
老人精神保健	1	0.1%	
社会復帰	8	0.3%	
アルコール関連問題	11	0.4%	
薬物関連問題	52	1.9%	
ギャンブル関連問題	60	2.2%	
ゲーム	3	0.1%	
思春期精神保健	不登校	6	0.2%
	不登校以外の学校に関する問題	0	0.0%
	精神症状・身体症状	5	0.2%
	その他	8	0.3%
心の健康	精神症状・身体症状	1405	52.0%
	仕事や職場の悩み	151	5.6%
	家族関係や家庭に関する悩み	517	19.1%
	家族・職場以外の人間関係の悩み	192	7.1%
	嗜癖	45	1.7%
	その他	155	5.7%
幼児期・学童期の問題	1	0.1%	
うつ・うつ状態	27	1.0%	
摂食障害	1	0.1%	
てんかん	0	0.0%	
その他	54	1.9%	
合計	2702	100.0%	

4. 依存症対策関連事業

(1) アルコール依存症

① アルコール関連問題セミナー（再掲）

「依存症対策地域支援事業」により、アルコール依存症に関する普及啓発を目的に本セミナーを開催した。

主 催 島根大学、島根県立心と体の相談センター

共 催 公益社団法人島根県断酒新生会

日 時 令和6年12月6日（金）10:25～12:05

会 場 島根大学

参加者 島根大学の学生等（22名）

内 容 i) 講義「酒と健康」

講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏

ii) 体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 島根県断酒新生会 会員

② アルコール関連問題支援者研修会

「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業」により、酒害相談員等として活動する島根県断酒新生会の会員及び保健・医療・福祉等の関係者に対して、島根県断酒新生会と共に研修会を開催した。

主 催 島根県断酒新生会 島根県立心と体の相談センター

日 時 令和6年9月6日（金）14:00～16:00

方 法 オンラインによるライブ配信

参加者 島根県断酒新生会の会員（13名）、保健・医療・福祉等の関係者（120名）

内 容 講演「アルコールと健康について考える」

講師 角南 隆史 氏（地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 医長）

(2) ギャンブル等依存症

① SAT-G集団プログラム

平成27年11月から、認知行動療法の手法を活用したギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラムである島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称、SAT-G）を実施している。

日 時 毎月第4水曜日 13:30～15:30

会 場 当センター

内 容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-Gの集団プログラム

参 加 全12回 延べ43名（実人数9名）

視察者 令和6年10月23日 精神科医療機関（2名）、保健所（2名）

令和7年1月29日 保健所（1名）

令和7年2月26日 精神科医療機関（2名）

② ギャンブル等依存症支援者養成研修会〔初任者向け〕

「依存症対策地域支援事業」により、地域において新たに専門相談や回復支援プログラム等のギャンブル等依存症の支援を担う人材を養成することを目的に初任者向けの研修会を開催した。

内 容 (i) 講義・演習

「ギャンブル等の問題に関する相談の受け方」

「回復支援プログラムをやってみよう」

講師 当センター職員

(ii) SAT-G集団プログラム見学

日 時 第1回 日時：令和6年10月23日（水）9:30～15:30

場所：当センター

第2回

・講義・演習（※オンラインで実施）

日時：令和7年1月20日（月）・1月22日（水）9:30～11:30
・SAT-G集団プログラム見学
日時：令和7年1月29日（水）・2月26日（水）13:00～15:30
場所：当センター

- ③ 司法書士による「ギャンブル等の問題を抱えた当事者・家族等のための個別相談」
「依存症対策地域支援事業」により、ギャンブル等の問題で当センターに来所相談された当事者や家族を対象として、ギャンブル等へのめり込みにより生じた借金等の経済的問題について、法律の専門家である司法書士が、個別相談に応じ、借金の解決に向けて、債務整理や適切な対応の方法について助言等を行う取組を令和6年度から開始した。
会 場 当センター
相談員 司法書士1名、当センター職員
開催日 随時
実 績 0件

（3）依存症対策連携会議（アルコール分科会・ギャンブル分科会）

「依存症対策地域支援事業」により、行政や医療等の関係機関が依存症対策に関する取組や課題について共有し、連携体制の構築を図ることで依存症患者等に対する包括的な支援を実施することを目的として、令和5年度から本会議を立ち上げた。令和6年度は、アルコール分科会とギャンブル分科会を設け、疾患別の連携体制構築の取組を行った。

- ① アルコール分科会
日 時 令和6年6月20日（木）14:00～15:30
方 法 オンライン会議
対 象 精神科病院、島根県断酒新生会（自助グループ）、障がい福祉課、各保健所（相談拠点）
当センター
参加機関 24機関
内 容 i) 島根県アルコール健康障がい対策推進計画（第2期）について
ii) 取組報告
専門医療機関・治療拠点機関（こなんホスピタル・西川病院）
自助グループ（島根県断酒新生会）
iii) グループワーク
iv) その他
② ギャンブル分科会
日 時 令和6年9月25日（水）15:00～16:10
方 法 オンライン会議
対 象 専門医療機関及び治療拠点機関、障がい福祉課、各保健所、当センター（相談拠点）
内 容 i) グループワーク
テーマ「各圏域で、ギャンブル等の問題に関する相談体制と回復支援プログラムによる
支援体制をつくるための課題と取組を考えよう」
ii) その他

5. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

①目的

地域の状況に応じた自死対策が総合的かつ効率的に推進され、自死のない社会を目指すため、関係機関との連携を図り、研修や情報提供等を行う。

②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

②圏域連絡調整会議

日 時 令和6年11月29日（金）10:00～11:30

方 法 オンライン会議

対 象 各市町村、各保健所及び障がい福祉課の自死対策担当者

参加機関 26機関

内 容 (1)島根県の自死の状況及び島根県自死対策総合計画に基づく対策の取組状況について
(2)意見交換（テーマ「市町村への支援」）

③人材育成研修

○ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会

日 時 1日目 令和6年5月31日（金）9:30～16:30

2日目 令和6年6月7日（金）9:30～16:30

方 法 オンラインによるライブ配信

対 象 市町村、保健所で自死対策及びゲートキーパー養成研修に携わる職員

参加者 28名

内 容 メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「つなぐ」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講師等 大塚 耕太郎 氏（岩手医科大学医学部神経精神科学講座 教授）

加藤 隆弘 氏（九州大学医学研究院精神病態医学 准教授）

小原 圭司 氏（社会医療法人正光会 松ヶ丘病院 名誉院長）

赤平 美津子 氏（岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座 特命助教）

④普及啓発

○リーフレットの作成、配布

- ・ストレスチェックリーフレット「『助けて』って言っていいんだよ。」を関係機関に配布し、啓発を推進した。

○教材作成

- ・「ゲートキーパー手帳（令和5年12月改訂版）」をゲートキーパーとなる人材を養成する研修で利用するために、保健所、市町村に配布した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

6. 自死遺族支援

「島根県自死対策総合計画」（策定：平成19年度、最終改訂：令和5年度）に基づき、

当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

(1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- | | |
|--------------|---|
| ・平成19年8月 | 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施 |
| ・平成19年12月22日 | 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム inしまね」を開催 |
| ・平成20年 1月28日 | 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催 |
| ・平成20年 3月22日 | 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催 |
| ・平成24年 4月 | 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更 |

※ 平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自治州グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※ 平成25年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成27年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

(2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況

目的　自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会場　島根県立心と体の相談センター・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主催　島根県立心と体の相談センター

相談員　司法書士1名、心と体の相談センター職員

開催日　随時（相談者の希望に応じて調整）

実績　0件

(3) 自死遺族相談専用電話「専門相談ダイヤル」

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| ・開設時期 | 平成20年2月 |
| ・受付時間 | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分 |
| ・実績 | 6件 |

(4) 自死遺族支援研修会

日時　令和6年11月29日（金）13:20～15:40

方法　オンラインによるライブ配信

対　者　行政職員、精神保健分野の専門職、島根県自死総合対策連絡協議会構成団体に属する者

その他関係機関職員、自死遺族支援に関する団体の関係者等
参加者 57名
内 容 • 講演「遺族の本当の気持ちとは」
 講師 桑原 正好 氏（自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹 代表）
• 体験発表（自死遺族からのメッセージ）

7. 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の必要があるか、又は処遇が適当であるか審査を行うため県に設置されている。

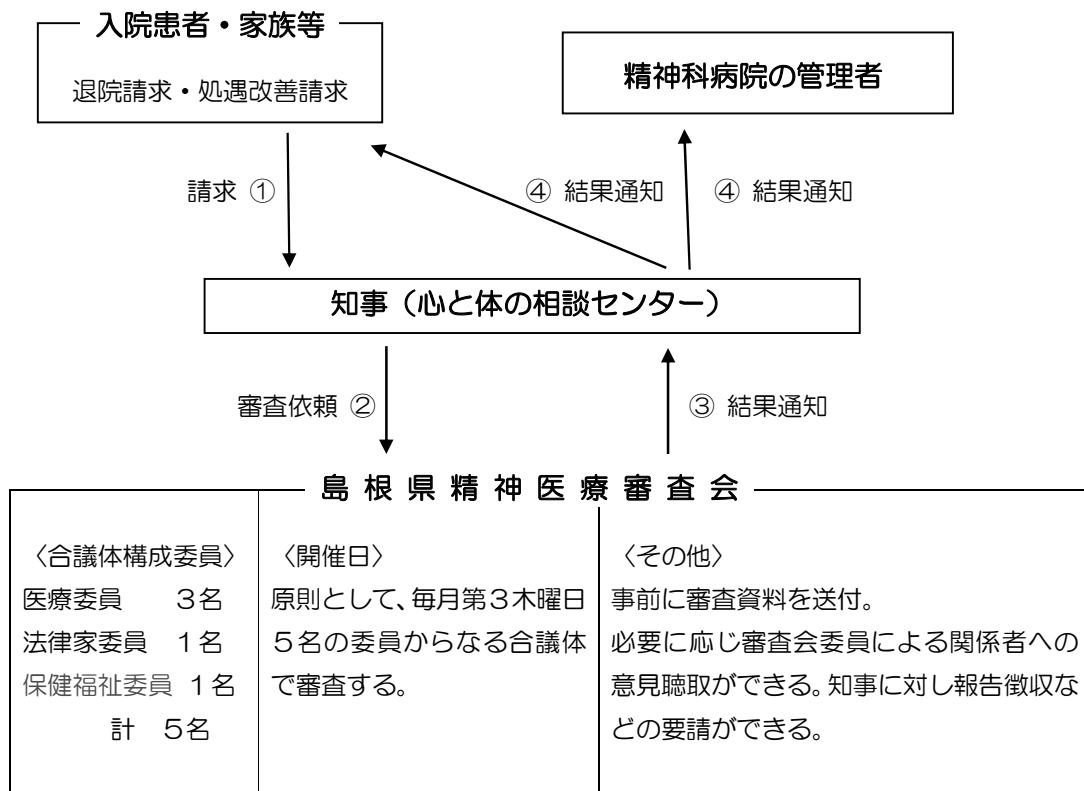
(1) 精神医療審査会における審査事項

- ア. 措置入院決定報告（法第38条の3第2項）
- イ. 措置入院者に係る定期の報告（法第38条の3第2項）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第38条の3第2項）
- エ. 医療保護入院者の入院期間更新届（法第38条の3第2項）
- オ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の5第2項）
- カ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ／法第38条の3第6項）

(2) 事務の流れ

～各種届出（上記審査事項ア、イ、ウ、エ、カ）の審査～

～退院請求・処遇改善請求（上記審査事項才）の審査～



(3) 精神医療審査会の審査状況

①定期の報告等（直近5年分）

	審査件数	審査結果件数		
		現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出				
R 2年度	1,231	1,231	0	0
3年度	1,244	1,244	0	0
4年度	1,121	1,121	0	0
5年度	1,100	1,100	0	0
6年度	1,063	1,063	0	0
入院中の定期病状報告	医療保護入院			
R 2年度	809	809	0	0
3年度	787	787	0	0
4年度	800	800	0	0
5年度	736	736	0	0
6年度	75	75	0	0
措置入院				
R 2年度	19	19	0	0
3年度	13	13	0	0
4年度	6	6	0	0
5年度	9	9	0	0
6年度	19	19	0	0
措置入院決定報告				
R 6年度	36	36	0	0
医療保護入院更新届				
R 6年度	686	686	0	0
合計				
R 2年度	2,059	2,059	0	0
3年度	2,044	2,044	0	0
4年度	1,927	1,927	0	0
5年度	1,845	1,845	0	0
6年度	1,879	1,879	0	0

②退院等の請求（取り下げ分、退院による審査打ち切り分を除く）

	請求件数	審査件数	審査結果件数		
			入院又は 処遇が適當	他の入院形態 への移行が適當	入院又は処 遇は不適當
退院の請求					
R 2 年度	34	34	34	0	0
3 年度	28	28	28	0	0
4 年度	23	23	23	0	0
5 年度	33	33	33	0	0
6 年度	27	27	26	1	0
処遇改善の請求					
R 2 年度	9	9	9	0	0
3 年度	16	16	16	0	0
4 年度	1	1	1	0	0
5 年度	8	8	8	0	0
6 年度	2	2	2	0	0
合計					
R 2 年度	43	43	43	0	0
3 年度	44	44	44	0	0
4 年度	24	24	24	0	0
5 年度	41	41	41	0	0
6 年度	29	29	28	1	0

9. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1)精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

(2)令和 6 年度月別承認状況

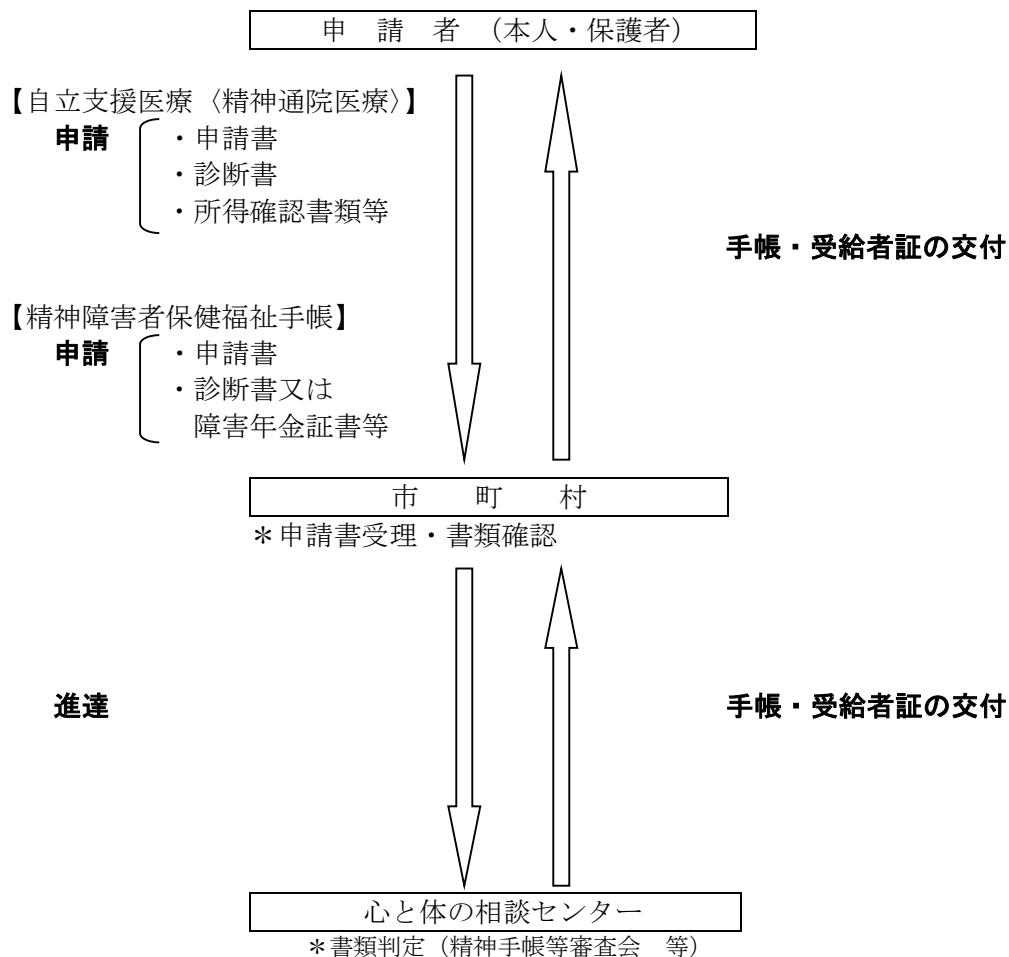
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療 承認件数
	承認件数	うち診断書	
4 月	464	292	1, 889
5 月	434	307	2, 000
6 月	480	315	2, 049
7 月	322	217	1, 336
8 月	431	272	1, 718
9 月	389	256	1, 553
10 月	405	256	1, 610
11 月	380	255	1, 512
12 月	507	340	1, 898
1 月	394	262	1, 730
2 月	314	251	1, 695
3 月	448	256	1, 702
計	4, 968	3, 279	20, 692

（令和 7 年 6 月 30 日作成）

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



「島根県ひきこもり支援センター編」

◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成25年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は1,040人であった。また、男性が多く40歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成27年4月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。また各保健所がひきこもり支援センターのサテライトとして、相談対応を行っている。令和4年1月17日から令和7年3月末の間は益田圏域に島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽを開設し連携を行った。

1. 電話相談・来所訪問相談

(1) ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
電話相談件数	231	174	215	147	258	374	187	189	180	144
来所訪問・実件数	116	133	144	118	139	101	63	62	47	53
来所訪問・延件数	493	583	620	538	604	476	280	305	270	295

*島根県ひきこもり支援センター、各保健所および、R3年度実績からは島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽ分を合計したもの。

*精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

*ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね

6ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

(2) 相談対象者の内訳

年齢階層	来所・実人数		
	男性	女性	計
10代	3	1	4
20代	9	3	12
30代	13	1	14
40代	12	2	14
50代以上	5	4	9
計	42	11	53

*島根県ひきこもり支援センター、各保健所および、島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽ分を合計したもの。

2. 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

(1) クローバー

対象者 主としてひきこもりの悩みを抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎月第1、第2、第4木曜日 13:30～16:00

プログラム ストレッチ（3B体操、ヨガ）、レザークラフト、SSTなど

<開催状況>

開催回数	22回
登録実人数	3人
参加延人数	30人
平均参加人数	1.4人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	0	1	1	1	3
女性	0	0	0	0	0
計	0	1	1	1	3

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
3	0	0	0	0	3

(2) しろつめくさ

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられるため、平成29年度から女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性

開催日 月1回 13:30～15:30

プログラム 手芸作品づくり、塗り絵など

<開催状況> 開催回数：0回（令和6年度は参加者がいなかつたため）

3. ひきこもり家族教室

目的 ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学び、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

日 時 令和6年9月3日 13:30～15:00

方 法 県内の保健所圏域ごとに会場を設置（7ヶ所）。主会場では対面講義を行い、他の会場はZoomオンラインでつないで聴講するハイブリット方式で行った

場 所 主会場（対面）：出雲保健所

他の会場：松江合庁、雲南保健所、県央保健所、浜田合庁、島前集合庁舎、隠岐合庁

内 容 講義「ひきこもりの理解のために」

講師 島根県立心と体の相談センター所長 岡崎四方

参加者 16名

4. 家族会支援

島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加> 計12回 毎月の例会に参加

5. 市町村等への技術支援・研修の実施

困難事例等に関する市町村等関係機関への技術援助、各種研修講師派遣、ネットワーク会議への参加
計6回

6. 支援会議等

(1) ひきこもり支援総合会議

※令和4年度より、島根県ひきこもり支援連絡協議会・ひきこもり支援担当者会議・支援従事者研修を
合同開催とし、名称を「ひきこもり支援総合会議」としている。

目的 ひきこもり支援の充実を図るため、各関係機関が連携し、総合的な支援体制の取り組みを進める
とともに、講義や演習を通じ支援者の相談技術向上を図ることを目的として開催した。

日 時 令和6年8月2日 13:30～16:00

方 法 Zoomオンライン会議

内 容 ①ひきこもり支援施策の行政説明・意見交換（島根県障がい福祉課）
②島根県ひきこもり相談の実績・統計説明（島根県立心と体の相談センター）
③講義「ひきこもりがちな家族を抱える方への支援のコツ」
講師 島根県立心と体の相談センター所長 岡崎四方

④事例検討

参 加 33人

(2) 県民向けひきこもり支援研修会

目的 ひきこもりは長期化することが多く、家族の高齢化に伴う8050問題が生じ、生活費や相続問題等のお金に関する課題が顕在化している状況がある。家族が高齢になった時や親亡き後、本人・家族がどのような制度を活用し、どのような生活設計を立てて準備しておくとよいか、家族や支援者が学ぶことを目的として開催した。

日 時 令和6年12月3日 14:00～15:30

方 法 会場（いきいきプラザ島根402研修室）での聴講、もしくはZoomによるオンラインでの聴講

内 容 講演：「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：おりーぶ行政書士&FP事務所 小室寿明 先生

参 加 122人

7. 広報啓発

ホームページ、ラジオ放送を活用し、ひきこもり支援や研修開催の周知を行った。

III 資 料

III 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 别	使 用 料 又 は 手 数 料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

令和7年4月1日現在

市町村名	課 名	電 話	FAX	管 内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
		0854-83-8143				
安来市	福祉課	0854-23-3216	0854-32-9008	中央	松江	松江
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-4512	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	松江
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208			
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683	中央	隠岐	松江
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隱岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

①市町村別:等級別:年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	1級			2級			3級			4級			5級			6級			合計		
	18歳 未満	65歳 以上																			
松江市	2,758	64	2,004	1,011	32	663	1,062	10	828	1,759	15	1,448	358	4	247	622	4	517	7,570	129	5,707
浜田市	731	9	585	279	5	203	401	3	348	585	4	495	154	0	129	236	2	207	2,386	23	1,967
出雲市	2478	60	1883	898	16	648	913	14	767	1499	7	1255	365	6	272	547	2	464	6,700	105	5,289
益田市	616	15	478	298	7	226	355	1	305	570	2	499	215	0	184	343	1	311	2,397	26	2,003
大田市	520	10	410	204	2	156	251	2	211	361	0	320	100	0	82	137	1	126	1,573	15	1,305
安来市	507	10	367	182	0	146	265	0	224	497	0	442	91	0	69	132	1	121	1,674	11	1,369
江津市	316	2	245	117	1	85	172	3	136	272	2	237	65	0	58	105	3	89	1,047	11	850
雲南市	597	10	482	183	5	133	269	3	235	468	1	419	84	0	72	187	4	155	1,788	23	1,496
奥出雲町	191	3	152	75	0	65	88	0	79	171	0	157	41	0	33	60	0	51	626	3	537
飯南町	87	1	66	35	0	30	55	1	48	79	0	70	22	0	20	24	1	22	302	3	256
川本町	57	2	44	37	0	31	33	0	31	59	0	53	17	0	15	23	0	21	226	2	195
美郷町	76	0	66	35	0	28	46	0	39	78	1	70	22	0	18	22	0	21	279	1	242
邑南町	130	2	103	76	0	61	95	0	85	148	0	134	37	1	33	54	0	46	540	3	462
津和野町	124	1	101	49	3	40	77	1	74	145	0	130	43	0	39	43	0	40	481	5	424
吉賀町	107	1	88	36	0	29	79	1	73	124	1	114	42	0	37	54	0	52	442	3	393
海士町	34	0	30	27	0	25	30	0	30	54	0	52	8	0	8	11	0	10	164	0	155
西ノ島町	46	0	37	24	0	19	33	0	31	58	0	55	18	0	16	11	0	10	190	0	168
知夫村	5	0	4	4	0	4	11	0	11	22	0	22	5	0	5	4	0	4	51	0	50
隱岐の島町	225	1	175	88	0	74	102	1	94	146	0	129	30	0	27	48	2	43	639	4	542
合 計	9,605	191	7,320	3,658	71	2,666	4,337	40	3,649	7,095	33	6,101	1,717	11	1,364	2,663	21	2,310	29,075	367	23,410
構成比	33.0%	52.0%	31.3%	12.6%	19.3%	11.4%	14.9%	10.9%	15.6%	24.4%	9.0%	26.1%	5.9%	3.0%	5.8%	9.2%	5.7%	9.9%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害			肢 体 不 自 由			内 部 障 害			合 計				
	18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上	18歳 未 満	65歳 以 上			
松江市	577	7	403	906	22	714	87	0	59	3,512	82	2,491	2,488	18	2,040	7,570	129	5,707
浜田市	159	0	134	277	4	237	26	0	20	1,207	11	968	717	8	608	2,386	23	1,967
出雲市	547	4	438	748	13	616	99	0	67	3,035	61	2,334	2,271	27	1,834	6,700	105	5,289
益田市	136	0	111	411	5	366	16	0	13	1,239	15	1,028	595	6	485	2,397	26	2,003
大田市	135	0	109	189	1	165	18	0	8	740	11	608	491	3	415	1,573	15	1,305
安来市	110	0	83	252	1	232	14	0	10	766	9	604	532	1	440	1,674	11	1,369
江津市	72	0	64	136	5	117	14	1	7	502	2	384	323	3	278	1,047	11	850
雲南市	102	2	78	228	8	195	17	0	14	866	7	718	575	6	491	1,788	23	1,496
奥出雲町	55	1	44	69	0	61	2	0	1	326	2	278	174	0	153	626	3	537
飯南町	22	0	20	27	2	21	3	0	2	158	1	136	92	0	77	302	3	256
川本町	17	0	14	31	0	29	4	0	2	111	1	92	63	1	58	226	2	195
美郷町	23	0	22	30	0	28	1	0	1	145	0	117	80	1	74	279	1	242
邑南町	38	0	33	53	0	47	9	0	7	293	3	245	147	0	130	540	3	462
津和野町	28	0	26	48	0	45	6	0	5	245	4	213	154	1	135	481	5	424
吉賀町	26	0	22	60	0	56	8	0	7	225	2	196	123	1	112	442	3	393
海士町	14	0	13	13	0	13	1	0	1	108	0	101	28	0	27	164	0	155
西ノ島町	17	0	14	17	0	13	3	0	3	105	0	91	48	0	47	190	0	168
知夫村	2	0	2	8	0	8	1	0	1	30	0	29	10	0	10	51	0	50
隱岐の島町	52	0	48	69	2	61	10	0	6	295	1	251	213	1	176	639	4	542
合 計	2,132	14	1,678	3,572	63	3,024	339	1	234	13,908	212	10,884	9,124	77	7,590	29,075	367	23,410
構成比	7.3%			12.3%			1.2%			47.8%			31.4%					

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	視覚機能障害			聴覚・平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢 体 不 自 由			内 部 障 害			合 計		
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
松江市	577	278	299	906	350	556	87	57	30	3,512	1,529	1,983	2,488	1,350	1,138	7,570	3,564	4,006
浜田市	159	66	93	277	108	169	26	20	6	1,207	532	675	717	396	321	2,386	1,122	1,264
出雲市	547	249	298	748	308	440	99	68	31	3,035	1,401	1,634	2,271	1,317	954	6,700	3,343	3,357
益田市	136	64	72	411	156	255	16	11	5	1,239	520	719	595	317	278	2,397	1,068	1,329
大田市	135	63	72	189	81	108	18	11	7	740	337	403	491	260	231	1,573	752	821
安来市	110	44	66	252	106	146	14	9	5	766	347	419	532	289	243	1,674	795	879
江津市	72	36	36	136	58	78	14	11	3	502	224	278	323	167	156	1,047	496	551
雲南市	102	52	50	228	102	126	17	13	4	866	369	497	575	323	252	1,788	859	929
奥出雲町	55	28	27	69	27	42	2	2	0	326	144	182	174	99	75	626	300	326
飯南町	22	9	13	27	11	16	3	2	1	158	71	87	92	50	42	302	143	159
川本町	17	8	9	31	15	16	4	3	1	111	44	67	63	37	26	226	107	119
美郷町	23	10	13	30	11	19	1	1	0	145	68	77	80	49	31	279	139	140
邑南町	38	15	23	53	22	31	9	5	4	293	129	164	147	84	63	540	255	285
津和野町	28	10	18	48	17	31	6	5	1	245	100	145	154	74	80	481	206	275
吉賀町	26	13	13	60	28	32	8	6	2	225	89	136	123	66	57	442	202	240
海士町	14	8	6	13	6	7	1	1	0	108	39	69	28	14	14	164	68	96
西ノ島町	17	8	9	17	4	13	3	2	1	105	43	62	48	25	23	190	82	108
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	1	0	30	6	24	10	6	4	51	17	34
隠岐の島町	52	18	34	69	32	37	10	4	6	295	127	168	213	119	94	639	300	339
合 計	2,132	980	1,152	3,572	1,445	2,127	339	232	107	13,908	6,119	7,789	9,124	5,042	4,082	29,075	13,818	15,257

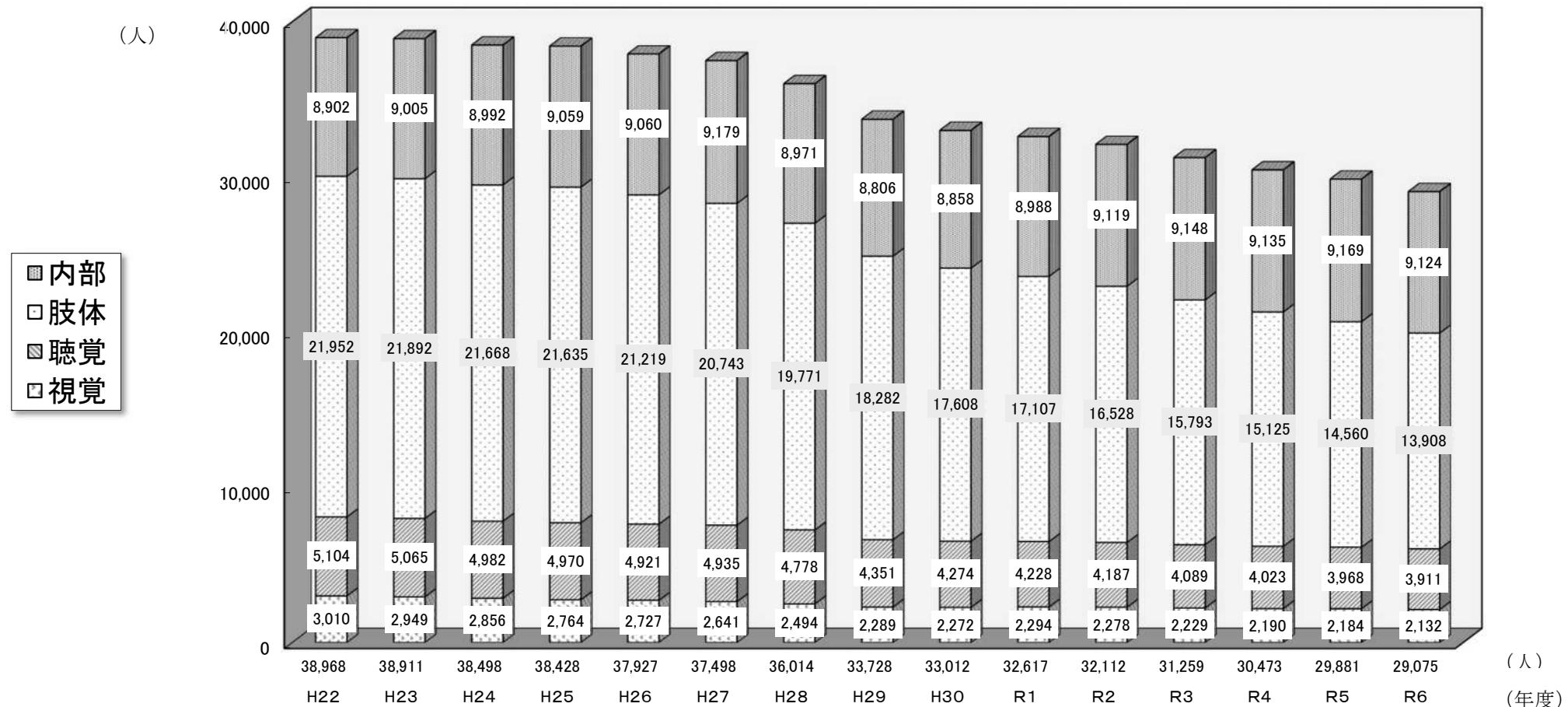
級別:年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和7年

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計						
	18歳 未満	65歳 以上																	
	733	4	575	687	1	541	105	4	80	166	3	129	302	2	231	139	0	122	1,363
	145	3	112	587	34	362	381	2	317	629	6	561	26	0	18	1,804	18	1,654	3,462
	145	3	112	583	34	361	364	2	305	629	6	561	9	0	7	1,804	18	1,654	3,462
	0	0	0	4	0	1	17	0	12	0	0	0	17	0	11	0	0	0	0
能障言	4	0	3	19	0	15	169	0	139	147	1	77	0	0	0	0	0	0	0
	3,067	140	1,968	2,265	36	1,677	2,402	14	2,003	4,065	10	3,587	1,389	9	1,115	720	3	534	1
	1,576	46	1,153	1,140	13	869	547	7	364	510	3	400	380	2	311	294	1	219	1
	480	16	318	587	14	437	1,553	5	1,418	3,511	7	3,155	790	2	643	411	2	310	1
	831	49	492	508	4	371	291	1	219	37	0	32	209	4	161	9	0	5	1
障害	180	29	5	30	5	0	11	1	2	7	0	0	10	1	0	6	0	0	0
	143	24	4	19	3	0	10	1	2	6	0	0	8	1	0	3	0	0	0
	37	5	1	11	2	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	5,656	44	4,662	100	0	71	1,280	20	1,110	2,088	13	1,747	0	0	0	0	0	0	0
	3,665	30	3,228	59	0	54	1,030	16	907	699	9	558	0	0	0	0	0	0	0
	1,818	1	1,323	3	0	3	55	0	47	15	0	12	0	0	0	0	0	0	0
	110	4	85	5	0	5	115	0	103	58	0	50	0	0	0	0	0	0	0
能障害	4	0	3	2	0	1	67	3	50	1,287	4	1,123	0	0	0	0	0	0	0
	5	1	3	1	0	1	4	1	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	14	0	0	7	0	0	19	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	46	8	20	16	0	7	2	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	9,605	191	7,320	3,658	71	2,666	4,337	40	3,649	7,095	33	6,101	1,717	11	1,364	2,663	21	2,310	2

令和7年3月31日現在

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳
 ①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和7年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県 計	19,930	1,723	5,735	2,327	9,785
松江保健所管内	7,890	604	2,332	886	3,822
松江市	6,835	519	2,023	763	3,305
安来市	1,055	85	309	123	517
雲南保健所管内	1,445	100	373	131	604
雲南市	1,012	66	231	84	381
奥出雲町	302	22	101	36	159
飯南町	131	12	41	11	64
出雲保健所管内	5,378	437	1,390	561	2,388
出雲市	5,378	437	1,390	561	2,388
県央保健所管内	1,178	156	426	151	733
大田市	784	113	289	87	489
川本町	94	10	27	13	50
美郷町	89	14	28	15	57
邑南町	211	19	82	36	137
浜田保健所管内	2,053	192	629	353	1,174
浜田市	1,451	136	426	254	816
江津市	602	56	203	99	358
益田保健所管内	1,515	162	468	201	831
益田市	1,153	120	360	157	637
津和野町	201	23	64	21	108
吉賀町	161	19	44	23	86
隱岐保健所管内	471	72	117	44	233
海士町	43	16	17	3	36
西ノ島町	54	12	17	6	35
知夫村	12	0	4	3	7
隱岐の島町	362	44	79	32	155

※令和6年度末に有効期間を有するものの数（令和7年6月30日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

令和7年3月31日現在

月	4年度		5年度		6年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	255	249	323	260	464	292
5月	498	263	384	255	434	307
6月	331	194	490	279	480	315
7月	379	213	354	233	322	217
8月	276	229	411	264	431	272
9月	474	250	346	273	389	256
10月	337	256	480	265	405	256
11月	334	203	400	269	380	255
12月	414	222	300	233	507	340
1月	252	202	472	266	394	262
2月	430	221	381	255	314	251
3月	455	294	379	260	448	256
計	4,435	2,796	4,720	3,112	4,968	3,279

※令和6年度末に有効期間を有するものの数（令和7年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

区分	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	0	1	32	332	433	429	512	509	628	686	752	618	496	457	950	6,835
浜田市	0	4	15	41	69	61	92	109	126	145	179	136	124	96	254	1,451
出雲市	0	15	114	306	344	377	395	448	442	507	558	471	350	324	727	5,378
益田市	0	2	3	26	49	67	53	94	116	114	151	96	93	73	216	1,153
大田市	0	0	2	22	47	49	42	59	61	97	66	79	68	62	130	784
安来市	0	0	1	42	68	52	71	67	73	110	129	105	86	85	166	1,055
江津市	0	0	2	21	27	29	28	52	47	69	60	68	75	50	74	602
雲南市	0	6	3	52	51	40	60	80	86	107	88	82	72	70	215	1,012
奥出雲町	0	0	1	18	15	15	18	30	29	25	20	32	22	21	56	302
飯南町	0	0	0	3	4	6	13	9	7	11	18	9	8	12	31	131
川本町	0	0	0	1	4	6	6	10	8	3	9	10	7	10	20	94
美郷町	0	0	0	3	4	2	9	5	4	8	8	7	10	10	19	89
邑南町	0	0	1	6	8	10	8	17	17	26	30	23	20	13	32	211
津和野町	0	0	0	1	7	12	8	19	18	13	17	26	24	21	35	201
吉賀町	0	0	1	1	4	5	7	13	15	21	13	9	13	14	45	161
海士町	0	0	0	0	0	4	2	3	1	2	4	6	6	4	11	43
西ノ島町	0	0	0	1	0	0	2	7	5	2	4	7	5	11	10	54
知夫村	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	2	4	12
隱岐の島町	0	0	0	4	8	9	16	22	24	32	32	29	36	34	116	362
合計	0	28	175	880	1,143	1,173	1,343	1,553	1,707	1,979	2,139	1,814	1,516	1,369	3,111	19,930

(注1) 令和6年度末に有効期間を有するものの数（令和7年6月30日作成）

(注2) 年齢は、年度末で計算

①市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	3	176	75	254	291	1,546	624	2,461	225	301	64	590	519	2,023	763	3,305	
安来市		17	9	26	42	232	104	378	43	60	10	113	85	309	123	517	
<松江圏域>	3	193	84	280	333	1,778	728	2,839	268	361	74	703	604	2,332	886	3,822	
雲南市	1	25	2	28	34	169	70	273	31	37	12	80	66	231	84	381	
奥出雲町		6	2	8	12	72	29	113	10	23	5	38	22	101	36	159	
飯南町		1	1	2	4	25	9	38	8	15	1	24	12	41	11	64	
<雲南圏域>	1	32	5	38	50	266	108	424	49	75	18	142	100	373	131	604	
出雲市	5	65	53	123	238	1,092	471	1,801	194	233	37	464	437	1,390	561	2,388	
<出雲圏域>	5	65	53	123	238	1,092	471	1,801	194	233	37	464	437	1,390	561	2,388	
大田市	2	8	7	17	53	196	73	322	58	85	7	150	113	289	87	489	
川本町					6	16	10	32	4	11	3	18	10	27	13	50	
美郷町			2	2	1	20	10	31	13	8	3	24	14	28	15	57	
邑南町			3	3	12	65	30	107	7	17	3	27	19	82	36	137	
<大田圏域>	2	8	12	22	72	297	123	492	82	121	16	219	156	426	151	733	
浜田市		13	38	51	58	324	180	562	78	89	36	203	136	426	254	816	
江津市		6	10	16	18	151	75	244	38	46	14	98	56	203	99	358	
<浜田圏域>		19	48	67	76	475	255	806	116	135	50	301	192	629	353	1,174	
益田市	1	8	11	20	58	274	140	472	61	78	6	145	120	360	157	637	
津和野町			1	1	9	51	19	79	14	13	1	28	23	64	21	108	
吉賀町					8	34	20	62	11	10	3	24	19	44	23	86	
<益田圏域>	1	8	12	21	75	359	179	613	86	101	10	197	162	468	201	831	
海士町					6	9	3	18	10	8		18	16	17	3	36	
西ノ島町					4	10	6	20	8	7		15	12	17	6	35	
知夫村						3	1	4		1	2	3		4	3	7	
隱岐の島町		3		3	18	52	29	99	26	24	3	53	44	79	32	155	
<隱岐圏域>		3		3	28	74	39	141	44	40	5	89	72	117	44	233	
県合計	12	328	214	554	872	4,341	1,903	7,116	839	1,066	210	2,115	1,723	5,735	2,327	9,785	

※令和6年度末に有効期間を有するものの数（令和7年6月30日作成）

(3) 療育手帳

①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

令和7年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	143	233	376	554	1,100	1,654	179	181	360	2,390	
安来市	19	36	55	117	223	340	37	33	70	465	
<松江圏域>	162	269	431	671	1,323	1,994	216	214	430	2,855	
雲南市	12	44	56	87	224	311	64	59	123	490	
奥出雲町	1	11	12	31	50	81	16	8	24	117	
飯南町	1	11	12	10	34	44	10	9	19	75	
<雲南圏域>	14	66	80	128	308	436	90	76	166	682	
出雲市	85	240	325	406	909	1,315	143	125	268	1,908	
<出雲圏域>	85	240	325	406	909	1,315	143	125	268	1,908	
大田市	21	33	54	108	197	305	57	31	88	447	
川本町	1	3	4	12	28	40	3	7	10	54	
美郷町	1	5	6	19	33	52	14	5	19	77	
邑南町	5	10	15	33	73	106	30	15	45	166	
<大田圏域>	28	51	79	172	331	503	104	58	162	744	
浜田市	25	86	111	148	370	518	68	55	123	752	
江津市	12	35	47	97	140	237	40	20	60	344	
<浜田圏域>	37	121	158	245	510	755	108	75	183	1,096	
益田市	23	64	87	130	260	390	72	58	130	607	
津和野町	2	2	4	12	57	69	7	10	17	90	
吉賀町	3	10	13	27	51	78	9	4	13	104	
<益田圏域>	28	76	104	169	368	537	88	72	160	801	
海士町	0	1	1	4	11	15	3	3	6	22	
西ノ島町	0	3	3	9	13	22	1	3	4	29	
知夫村	0	1	1	1	0	1	1	2	3	5	
隠岐の島町	8	22	30	44	93	137	20	29	49	216	
<隠岐圏域>	8	27	35	58	117	175	25	37	62	272	
県合計	362	850	1,212	1,849	3,866	5,715	774	657	1,431	8,358	

② 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分		取扱実人数	相談内容								判定内容				判定書交付件数					
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害分程度区	療育手帳	その他	計
令和2年度	来所	316	0	0	0	0	0	0	212	126	338	36	310	0	0	346	0	197	107	304
	巡回	40	0	0	0	0	0	0	37	4	41	0	41	0	0	41	0	37	4	41
	計	356	0	0	0	0	0	0	249	130	379	36	351	0	0	387	0	234	111	345
令和3年度	来所	355	0	0	0	0	0	0	259	123	382	7	357	0	0	364	0	229	120	349
	巡回	252	0	0	0	0	0	0	239	13	252	1	252	0	0	253	0	238	14	252
	計	607	0	0	0	0	0	0	498	136	634	8	609	0	0	617	0	467	134	601
令和4年度	来所	492	0	0	0	0	0	0	411	87	498	37	490	0	5	532	0	379	111	490
	巡回	197	0	0	0	0	0	0	194	3	197	0	196	0	1	197	0	192	4	196
	計	689	0	0	0	0	0	0	605	90	695	37	686	0	6	729	0	571	115	686
令和5年度	来所	507	0	0	0	0	0	0	409	107	516	25	507	0	9	541	0	385	122	507
	巡回	251	0	0	0	0	0	0	236	16	252	0	252	0	0	252	0	235	17	252
	計	758	0	0	0	0	0	0	645	123	768	25	759	0	9	793	0	620	139	759
令和6年度	来所	535	0	0	0	0	0	0	441	115	556	6	522	0	30	558	0	407	111	518
	巡回	194	0	0	0	0	0	0	179	23	202	0	184	0	18	202	0	179	4	183
	計	729	0	0	0	0	0	0	620	138	758	6	706	0	48	760	0	586	115	701

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

令和7年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町103-1	0856-22-1480	22-3991
7	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
8	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
9	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
10	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
11	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330	84-7827
12	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
13	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
14	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
15	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
16	よしか病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-7575	77-7577
17	隱岐広域連合立隱岐病院	685-0016	隱岐郡隱岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
18	隱岐広域連合立隱岐島前病院	684-0303	隱岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(2)令和6年度障害別補装具・更生医療の判定状況

令和7年3月31日現在

区分	肢体不自由								そしやく・音声・言語	内部障害				計		
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折		眼疾患	耳疾患	腎臓	心臓	肝臓	免疫機能	
義肢一殻構造一上肢					5				1							6
義肢一殻構造一下肢						5	1									6
義肢一骨格構造一上肢																0
義肢一骨格構造一下肢	1			1	14				5							21
装具一上肢		1						1								2
装具一下肢	82	4	2	2		1		3	14							108
装具一体幹		1														1
電動車椅子		3	4	2						9						18
車椅子	6	17		6			1	2	11							43
意思伝達装置				11						2						13
姿勢保持装置		6								1						7
補聴器(ポケット型)											14					14
補聴器(耳掛け型)										243						243
補聴器(耳あな型)											3					3
補聴器(FM型)																0
補聴器(骨導式)																0
特例補装具											9					9
不適																0
小計	89	32	17	11	5	19	2	2	5	43	0	269	0	0	0	494
更生医療一腎臓												237				237
更生医療一心臓													154			154
更生医療一肝臓														1		1
更生医療一肢體不自由									3							3
更生医療一眼疾患																0
更生医療一耳・口腔疾患												11				11
更生医療一免疫機能														4		4
不適																0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	11	237	154
計	89	32	17	11	5	19	2	2	8	43	0	269	11	237	154	1
																904

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は14件(内訳:意思伝達装置11件、電動車椅子1件、上肢装具1件、下肢装具1件)。

(3)令和6年度市町村別判定状況

令和7年3月31日現在

区分	補装器具																	更生医療							合計																									
	肢体不自由								補聴器					意思伝達装置	不適	特例補装器具	腎臓	心臓	肝臓	肢体不自由	眼疾患	耳・口疾患	免疫機能	不適																										
	義肢				装具		車椅子		姿勢保持装置	ポケット型	耳かけ型	耳あな型	F M型	骨導式補聴器																																				
	殻構造		骨格構造		上肢	下肢	体幹	電動車椅子																																										
	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢																																														
松江市	2	3		8	1	13		11	13		6	54				3		3	67	2		1				187																								
浜田市				2		3			6	2		24								16	5						58																							
出雲市	1	1		5		25		4	10	2	1	59	1			6			43	45			5			208																								
益田市				1		22			4	3	4	30	1					1	19	31		1				117																								
大田市	1	1		2		12			2		16								13	10	1					58																								
安来市				1		3		1	3		18					2		3	13	11						55																								
江津市	1			1		3					9							1	11	5					1	32																								
雲南市		1				11	1	1	2		1	19				1		1	18	14		1				71																								
奥出雲町						7					4									9	5					25																								
飯南町											2								1	1						4																								
川本町								1			1									2					4		8																							
美郷町	1																		4	3							8																							
邑南町			1							2	1								5	1						10																								
津和野町						2					2								4	12						20																								
吉賀町						2					1								6	7						16																								
海士町						1																				1																								
西ノ島町										2	1								2							5																								
知夫村											1															1																								
隱岐の島町				1	2			2								1			6						1	13																								
その他						2	1																			4	7																							
計	6	6	0	21	2	108	1	18	43	7	14	243	3	0	0	13	0	9	237	154	1	3	0	11	4	0	904																							

業務概要令和 7 年度版（令和 6 年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741 番地 3
いきいきプラザ島根（2 階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 令和 7 年 10 月